

扶桑町災害廃棄物処理計画

令和2年12月

扶 桑 町

目次

第1編 総論	1
第1章 基本的事項	1
1. 本計画策定の背景及び目的	1
2. 本計画の位置づけ	1
3. 対象とする災害と廃棄物	3
3.1 対象とする災害	3
3.2 本計画における被害想定	3
3.3 対象とする災害廃棄物	4
第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項	6
1. 災害廃棄物処理に係る基本方針	6
2. 処理スケジュール	6
3. 各主体の役割	7
4. 組織体制と業務概要	8
5. 情報収集及び連絡体制	9
6. 関係機関、民間事業者等との連携	11
7. 町民等への広報と情報発信	12
第2編 災害廃棄物処理対策	13
第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項	13
1. ごみ・し尿の処理	13
1.1 ごみの処理	13
1.2 し尿の処理	14
2. 一般廃棄物処理施設への対策	16
第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項	17
1. 災害廃棄物処理の流れ	17
2. 災害廃棄物の発生量の推計	17
3. 収集運搬計画	18
4. 仮置場の設置、運営管理、返却	19
5. 中間処理・再資源化・最終処分	22
5.1 一般廃棄物処理施設の処理能力の状況	22

5.2 発生量・処理可能量	22
5.3 処理フロー	23
5.4 分別・処理・再生利用	25
5.5 最終処分	26
5.6 広域処理	27
5.7 適正処理が困難な廃棄物の対策	27
5.8 路上の廃棄物の除去	30
5.9 損壊家屋等の解体・撤去	30
5.10 環境対策、モニタリング、火災防止対策	31
5.11 思い出の品	33
第3編 本計画の推進・見直し	35
1. 本計画の推進	35
2. 教育・訓練	35
3. 本計画の見直し	35

第1編 総論

第1章 基本的事項

本章では、扶桑町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）の前提となる事項について整理することを目的として、「本計画策定の背景及び目的」、「本計画の位置付け」、「対象とする災害と廃棄物」に分類し、基本的事項について示す。

1. 本計画策定の背景及び目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震では、被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶など多大な社会的影響のほか、大量の災害廃棄物が発生した。特に東日本大震災では、広範囲に渡る未曾有の被害とともに膨大な災害廃棄物をもたらし、その処理は困難を極めた。

本町域においては、南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震（以下「南海トラフ地震」という。）が起きる確率は70%から80%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっている。

平成23年3月の東日本大震災の教訓からも、大規模災害発生時に、生活環境の悪化を防ぎ、速やかに復旧・復興を行っていくためには、その大量に発生する災害廃棄物の処理について、事前に対策を講じておくことが重要となっている。

こうしたことから、環境省においても、東日本大震災における災害廃棄物処理の経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、愛知県では、平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定したところである。

このような背景を踏まえ、本町においても、あらためて被害想定を見直した上で災害廃棄物などの発生量を推計し、現状の収集体制等に応じた処理計画を新たに策定するものとする。

本計画は、扶桑町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）と連携を図るものとする。

なお、地域防災計画では、本計画での被害想定よりも被害が大きいとされる南海トラフ地震（理論上最大モデル）を被害想定としているが、これらの発災時についても、本計画に定める災害廃棄物処理対策を基本に対応するものとする。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、地震等により発生する膨大な災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に関する本町の基本的な考え方、処理方法や処理手順を示したものである。

なお、発災後においては、災害対策本部等から収集・報告される実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理の全体像を捉えつつ財政的な措置を含めて関係者の協力を得て廃棄物処理を進めるため、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「扶桑町災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定する。

災害廃棄物処理に係る防災体制における本計画の位置付けは、図 1.1.1 のとおりである。

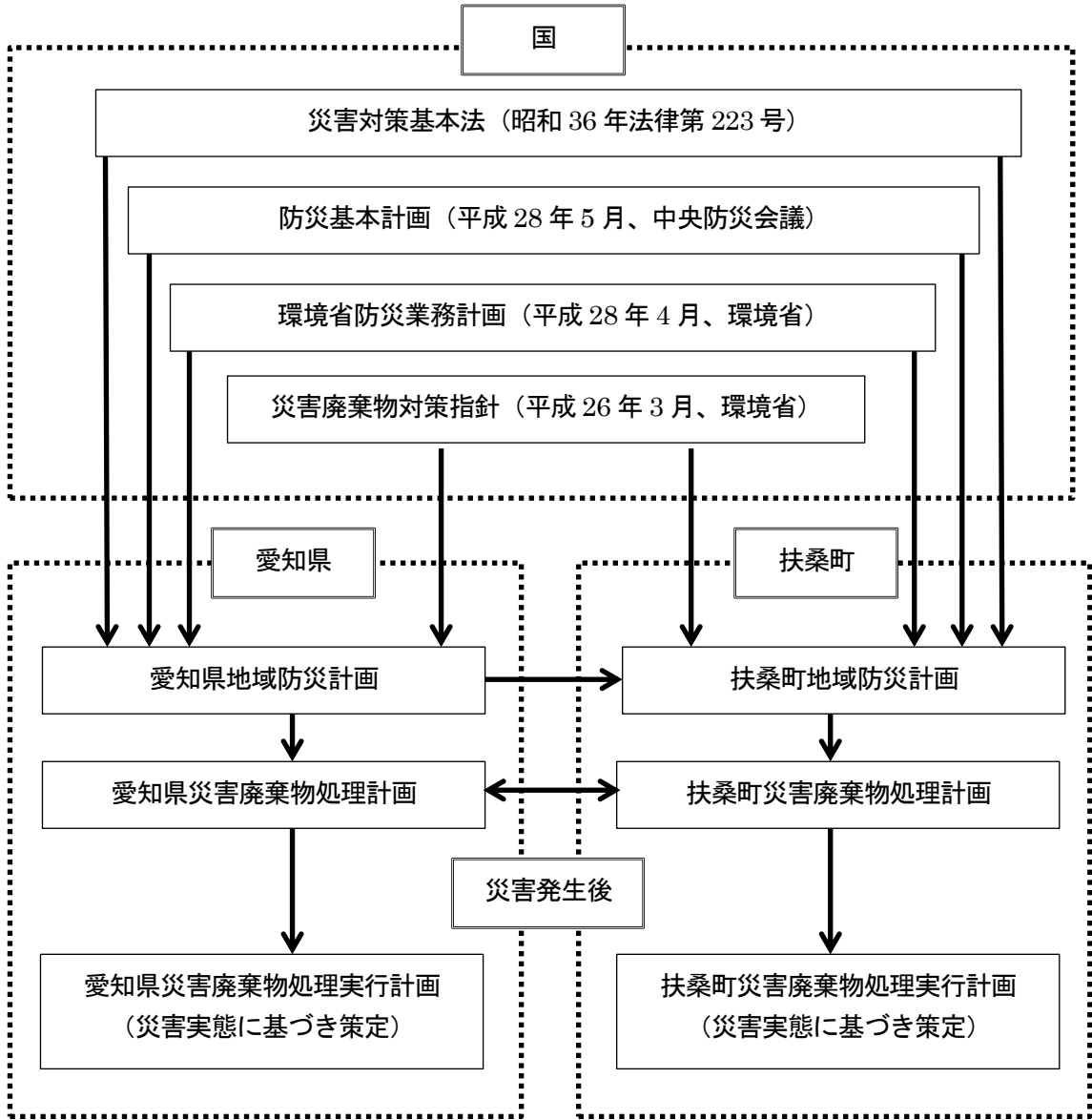


図 1.1.1 扶桑町災害廃棄物処理計画の位置付け

3. 対象とする災害と廃棄物

3.1 対象とする災害

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。(表 1.1.1)

表 1.1.1 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他 自然災害	台風、集中豪雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土砂災害等の被害を対象とする。

3.2 本計画における被害想定

本計画における被害想定は、台風や豪雨による被害に比べ、特に被害が広い範囲に及び、建物等の被害からのがれき類や避難所からのごみ、し尿など、大量の廃棄物が発生することが想定される南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」により想定される被害とする。なお、地域防災計画で想定した海溝型地震の南海トラフ地震の理論上最大想定モデル及び内閣府モデルについては、参考として記載する。

表 1.1.2 建物被害

被害 \ 想定地震	過去地震最大モデル ※1	理論上最大想定モデル ※2		内閣府モデル ※3
		6 弱 (陸側ケース)	5 強 (東側ケース)	
最大震度	5 強			6 弱
揺れによる全壊・焼失	※	約 10 棟	※	約 10 棟
液状化による全壊・焼失	約 10 棟	約 10 棟	約 10 棟	約 10 棟
浸水・津波	※	※	※	※
急傾斜地崩壊等	※	※	※	※
火災	※	※	※	※
合 計	約 20 棟	約 30 棟	約 10 棟	約 10 棟

※1 過去に南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生した事が明らかな宝永・安政東海・安政南海・昭和東南海・昭和南海の 5 地震を重ね合わせたモデル。

※2 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうちあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いモデル。

※3 国が平成 24 年 8 月 29 日に公表したあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル。

※ 被害わずか。

震度分布：平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度 6 強以上の強い揺れが想定される。
一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されるところもある。

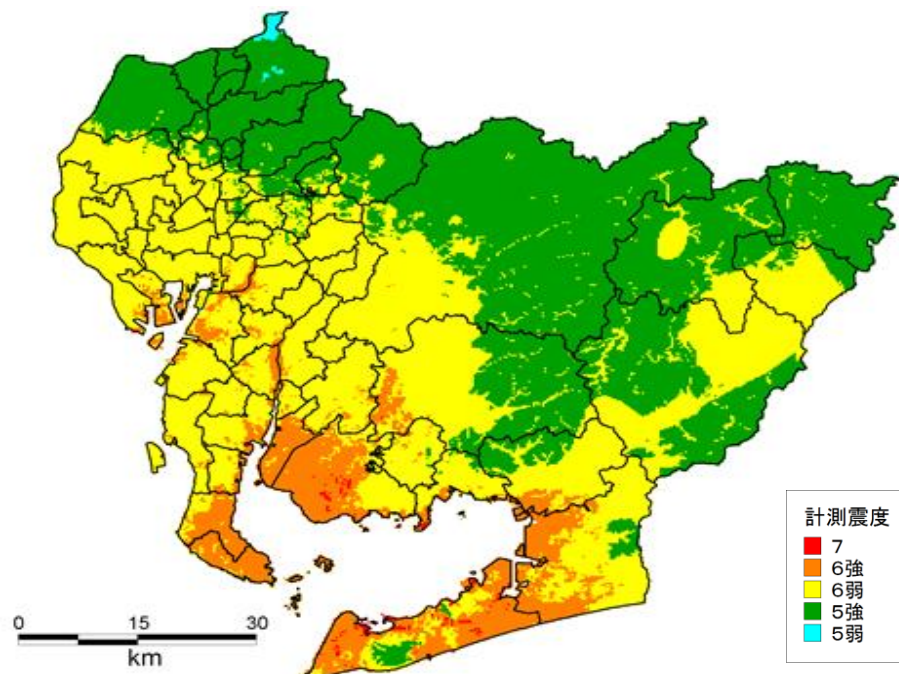


図 1.1.2 震度分布「過去地震最大モデル」による想定

3.3 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物等は、「被災者の生活に伴う廃棄物」及び「災害によって発生する廃棄物等」に大別し、表 1.1.3 に示す。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本とするが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応する。

表 1.1.3 対象とする災害廃棄物等

種類		内容
① 被災者の生活に伴う 廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される粗大ごみ、破碎ごみ
	し尿	仮設トイレ(災害用トイレ、備蓄用簡易トイレ)等からのくみ取りし尿
② 災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、木くずなどが混在した廃棄物
	不燃物	火災廃棄物、瓦、レンガ、タイル、分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在する不燃性のもの
	木くず	柱、梁、壁材、風水害などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	腐敗性廃棄物	冷凍冷蔵庫や加工場等から排出される食品廃棄物、水産廃棄物、飼肥料工場等から排出される飼料・肥料、畳、動物の死体など
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け、使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
	有害廃棄物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、薬品、注射針など
	その他、処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やタイヤ、バッテリーなどの適正処理困難物

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

1. 災害廃棄物処理に係る基本方針

災害発生後の町民の生活環境の保全に資するべく、本町において災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための基本的な方針は、次のとおりである。

(1) 衛生的かつ迅速な処理

- ・災害で発生した廃棄物（し尿を含む）については、生活衛生の確保と地域復旧・復興の観点から、可能な限り迅速な処理を進める。

(2) 計画的な対応・処理

- ・災害による道路の寸断、多量に発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物の計画的な処理を進める。また、町民・自治会等や地域の民間事業者と協力して、解体、運搬、処理、資源化を進めるとともに、必要に応じて、他自治体、県、国等への支援を検討していく。

(3) 安全・環境に配慮した処理

- ・災害廃棄物の運搬や処理においては、作業の安全確保を図るとともに、周辺的生活環境への影響に配慮して進める。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策などに配慮する。

(4) 分別・リサイクルの推進

- ・災害時に発生する膨大な災害廃棄物を極力地域の復興などに役立てるとともに、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と処分量の低減を図る。

2. 処理スケジュール

(1) 発災前

- ・想定される発生量と処理施設の処理可能量などから、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。(表 1.2.1)

(2) 発災後（応急対応）

- ・災害廃棄物発生量、処理施設の被災、再生利用方法などを踏まえた処理スケジュールを作成し、実行計画に反映させる。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・災害廃棄物処理の進捗に応じて、処理見込量を算出し、処理スケジュールを見直す。

表 1.2.1 処理スケジュール

項 目	1年目				2年目				3年目			
発生量の実測	→											
実行計画の策定、見直し												→
がれき撤去	→											
家屋(解体・撤去)		→		→								
仮設トイレ	→											
避難所ごみの収集運搬	→											
一次仮置き場の設置								→				
二次仮置き場の設置												→
焼却処理												→
処分												→
広域処理												→
仮設処理施設(準備・建設)	→			→								
仮設処理施設(稼働)												→
仮設処理施設(解体・撤去)												→

※ 仮設中間処理施設は、災害廃棄物の発生量や被災状況に応じて検討する。

3. 各主体の役割

(1) 町の役割

- ・本計画に基づき災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する。
- ・災害廃棄物処理の知見を高めるため研修や訓練を行う。
- ・一般廃棄物処理施設の防災対策及び収集車両や機器の確保をする。
- ・災害廃棄物の発生量を把握し、的確に処理・処分を進める実行計画を策定する。
- ・近隣自治体や事業者との連携を密にし、相互応援体制を強固なものとする。
- ・本町が被災していない場合や被災の程度が軽い場合は、被災した他市町村を支援する。
- ・災害時の廃棄物処理について、町民への啓発を行う。

(2) 町民の役割

- ・各家庭において住宅の耐震化、家具の転倒防止などを行い、地震による家屋の損壊、家具の破損の防止に努める。
- ・災害時においても平常時と同様のごみ分別を行い、リサイクルの推進に努める。
- ・地域で協力し、ごみ集積場を衛生的に保持する。

(3) 事業者の役割

- ・町が行う災害廃棄物の処理について必要な協力を行う。
- ・災害時における廃棄物処理の周知に協力する。
- ・自己処理を行うにあたっては、適正に処理するとともに再資源化に努める。

(4) 県の役割

- ・市町村に対して、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行い、市町村及び民間事業者団体、他県、国との間で協議・調整を行い、広域的な支援体制を整備する。

- ・発災後においても、被災市町村が迅速かつ適正に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、市町村の被害状況に応じて、支援側となる市町村及び民間事業者団体、他県、国との間で協議・調整を行い、広域的な支援体制を整備する。
- ・市町村が自らのみでは災害廃棄物処理行政を遂行することが困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、県は市町村から事務の一部を受託し、県が災害廃棄物の処理を行う場合がある。
- ・県は、国に対して、必要に応じて、災害対策基本法に基づく国による代行処理も視野に入れつつ、環境省中部地方環境事務所を中心とした広域的な支援体制の整備や、災害廃棄物処理に係る法制度の特例、財政的な措置などについて要請を行う。

4. 組織体制と業務概要

(1) 組織体制

- ・地域防災計画に基づき、扶桑町災害対策本部の中に設置される産業環境班を中心として災害廃棄物対策を行う。(図 1.2.1)
- ・災害廃棄物処理は、発災後の応急対応から復旧・復興に至るまで長期にわたるうえ、多数の人員が必要になる業務であることから、必要に応じて応援職員を動員し、臨時の体制を整える。発災後は時間経過とともに必要な人材や人数が変化していくことから、他チームや他班から職員を災害対策本部の判断により一時的に異動させる。または、県や他自治体からの応援を要請するなど、適宜配置を変更していく。産業環境班の主な業務は表 1.2.2 に示す。また、大規模災害時には、仮置場の設置等に土木・建築分野の知識を要するため、土木班、都市整備班との連携が必要となる。

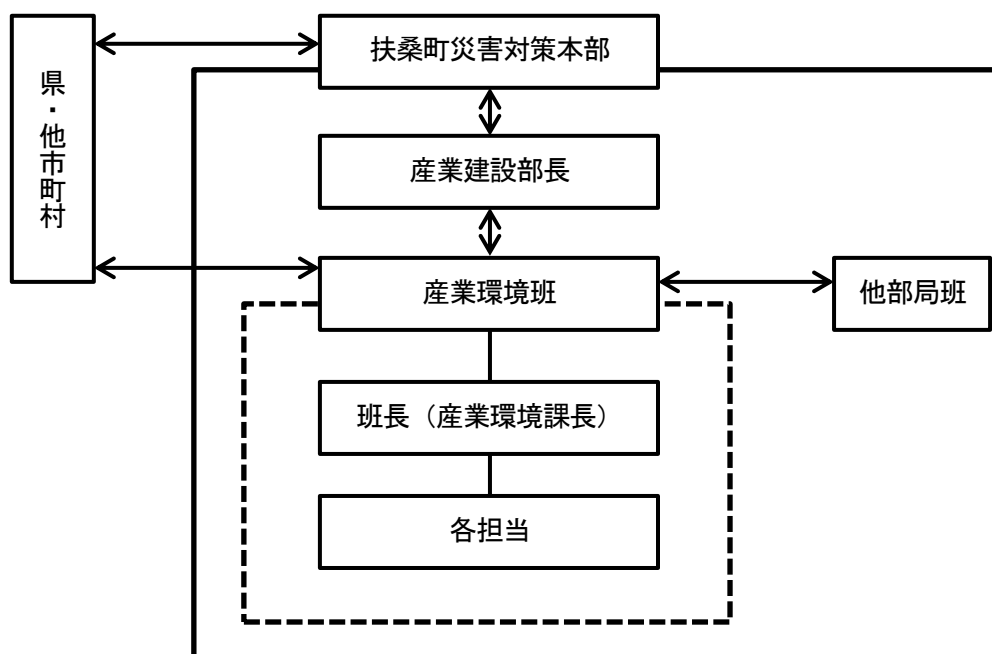


図 1.2.1 災害廃棄物処理対策組織図

表 1.2.2 産業環境班の主な業務内容

班	区分	主な措置
産業環境班	防疫・保健衛生	(1)防疫・保健衛生活動の実施
	生活必需品の供給	(1)生活必需品の供給
	浸水対策	(1)警戒活動等
	環境汚染防止対策	(1)環境汚染防止
	遺体の処理	(1)遺体の収容及び一時保存
		(2)遺体の検視(調査)及び検案
		(3)遺体の洗浄等
		(4)遺体の身元確認及び引き渡し
		(5)応援要求
	災害廃棄物処理対策	(1)災害廃棄物処理実行計画の策定
		(2)災害廃棄物の迅速かつ適正な処理
		(3)し尿・ごみの収集・運搬、処分
		(4)周辺市町村及び県への応援要請

5. 情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況など、収集した情報は災害対策本部で集約し、一元管理を行う。

災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の手段（移動系防災行政無線、同報系地域防災無線、県防災行政無線、一般電話（FAX）、庁内情報システムなど）を確保し、地域防災計画に基づき以下のとおり行うものとする。（図 1.2.2）

- (1) 災害対策本部との連絡
 - ・災害廃棄物の処理に関する災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、産業環境班長が行う。
- (2) 県との連絡
 - ・産業環境班長は災害発生後直ちに尾張県民事務所及び愛知県環境局と情報交換等を行う。また、災害対策本部より情報収集を行い、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、尾張県民事務所を通じて愛知県環境局に報告する。
- (3) 近隣市町との連絡
 - ・産業環境班長は、近隣の市町の清掃関係部署及び一部事務組合と連絡を取り、情報交換を行う。
- (4) 庁内関係部署との連絡
 - ・産業環境班長は、災害廃棄物の処理を進めるうえで必要な事項について、災害対策本部及び各担当部と連絡を取り、情報交換及び対策の調整を行う。
- (5) 関係団体、廃棄物処理業者との連絡
 - ・産業環境班長は、相互援助協定を締結している関係団体と連絡を取り、情報交換及び対策の調整、廃棄物処理業者との情報交換及び連絡調整を行う。

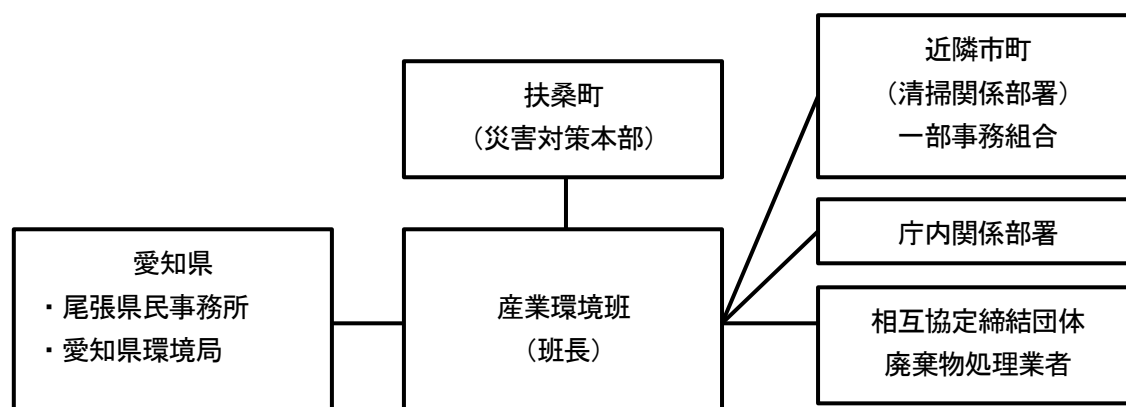


図 1.2.2 連絡体制

- (6) 情報収集項目
 - ・産業環境班は、災害対策本部から表 1.2.3 に示す情報収集を行う。

表 1.2.3 災害対策本部から収集する報告

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の避難者数 ・ 仮設トイレ設置数	・ 避難所ごみ、し尿の発生状況の把握 ・ トイレの不足数の把握
建物等の被害状況の把握	・ 建物の全壊・焼失、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数	・ 災害廃棄物等の発生量及び種類の把握
ライフラインの被害及び復旧状況の把握	・ 停電・断水・ガスの供給停止状況及び復旧の見通し ・ 下水処理施設等の被災状況	・ ライフラインの状況把握 ・ 下水処理施設の活用の可能性把握
道路・橋梁の被害状況等の把握	・ 道路・橋梁の被害状況と復旧及び見通し	・ 運搬収集経路等の把握

6. 関係機関、民間事業者等との連携

(1) 相互援助体制

- ・ 災害廃棄物処理にあたっては、町が主体となり処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。
- ・ 現在、締結されている他の市町村等との災害等廃棄物処理に関する相互援助協定は、表 1.2.4 のとおりであり、必要に応じて内容の確認と見直しを行う。また、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。

表 1.2.4 災害等廃棄物処理に関する相互援助協定

名称	締結者	締結年月	備考
災害時における相互応援に関する協定(尾張北部広域行政圏)	尾張北部広域行政圏	平成8年8月30日	救出活動、医療救護、防疫等の応急活動など
災害時における相互応援に関する協定(福井県福井市)	福井県福井市	平成9年10月1日	救出活動、医療救護、防疫等の応急活動など
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	県内全市町村と全一部事務組合	平成26年1月1日	災害時の一般廃棄物処理業務の相互援助
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	平成27年8月24日	災害廃棄物等の撤去・積込作業・収集・運搬・処分、その他必要な事項等
愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互協定	一宮市始め14市町村	平成29年7月6日	災害時の西尾張市町村相互の応急対応、普及対策の応援
災害時における相互応援に関する協定	小牧市・岩倉市・豊山町・大口町・扶桑町	平成30年5月29日	災害時の2市3町相互の応急対応、普及対策の応援
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	平成31年2月21日	災害廃棄物等の撤去・積込作業・収集・運搬・処分、その他必要な事項等

(2) 自衛隊、警察、消防、ボランティアなどとの連携

- ・発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のため、通行上支障となる路上の災害廃棄物の撤去が速やかに行えるよう、建設関係部署と連携するほか、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防、ボランティアなどとの連携方法について調整する。
- ・発災後の応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、建設部と連携するほか、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防、ボランティアなどとも十分に連携を図る。
- ・災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防、ボランティアなどに提供する。

7. 町民等への広報と情報発信

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、粗大ごみや生活ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報を関係者、住民に周知するために表 1.2.5 のとおり広報を行う。

広報は、公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビなど）を通じて行うほか、広報紙、広報無線、貼り紙、広報宣伝車、町ホームページ・ひまわりあんしん情報メール、避難所への掲示板の設置などにより周知を図る。

表 1.2.5 町民等への周知

周知方法	周知内容
・公共通信媒体（テレビ、ラジオ、新聞、ケーブルテレビなど） ・広報紙、広報無線 ・広報宣伝車 ・町ホームページ・ひまわりあんしん情報メール ・貼り紙 ・避難所への掲示板の設置など	・可燃ごみ、不燃ごみなどの排出方法 ・収集運搬ルート及び日時の変更 ・適正処理困難物の排出方法 ・がれきの処理方法 ・仮置場の設置状況 ・野焼きの原則禁止 ・避難所でのごみ分別、排出方法

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

1. ごみ・し尿の処理

1.1 ごみの処理

生活ごみ及び避難所ごみは、やむを得ない場合を除き、江南丹羽環境美化センターにて処理を行うこととし、仮置場に搬入しない。

(1) 発災前

- ・平常時に、仮置場候補地、収集運搬の重要ルートを選定し、災害対策室と協議のうえ、自衛隊・警察・消防などの関係機関に収集運搬ルートの提示ができるように定めておく。また、災害時に通行が優先される廃棄物収集運搬車両の事前登録を進めておく。
- ・避難所において、廃棄物の搬出が容易になるようにあらかじめ保管場所の選定と分別方法を定める。また、感染性廃棄物等の取扱いに注意が必要な廃棄物の取扱い方法についても定める。(表 2.1.1)
- ・避難所ごみの発生量の推計(表 2.1.2)により、収集運搬車両の必要台数を把握し、収集運搬ルート、収集・処理方法を整理する。
- ・ポリ袋等を使用する簡易トイレや携帯トイレにおけるし尿についても、収集・処理方法を整理する。

表 2.1.1 避難所ごみの分別、管理方法

ごみと資源の種類	内容	管理方法等
可燃ごみ	燃やせるごみ、生ごみ、汚物など	夏季において、生ごみ等腐敗性の廃棄物は優先的に回収する。
不燃ごみ	燃やせないごみ、金属類、陶器類など	
容器包装(ペットボトル)	ペットボトル	
容器包装(トレイなど)	トレイ、その他容器包装プラスチック	
缶類	スチール、アルミニウム	
紙類	新聞紙、ダンボール	
有害・危険なもの	蛍光灯、消火器、ライター、ガスボンベ、刃物など	
感染性廃棄物	注射針、血の付いたものなど	専用の保管容器で管理し、回収する。

表 2.1.2 生活ごみ・避難所ごみ発生量

	発災前	発災 1 週間後	発災 1 か月後
生活ごみ ※1	23.1 t	21.5 t	22.6 t
避難所ごみ ※2	0 t	0.8 t	0.2 t
合計	23.1 t	22.3 t	22.8 t

※1 生活ごみ…(総人口－避難者数－避難所外避難者数)

×平成 30 年度の 1 人が 1 日に排出する量

※2 避難所ごみ…避難者数×平成 30 年度の 1 人が 1 日に排出する量

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・生活ごみ及び避難所ごみの処理は、基本として江南丹羽環境美化センターで行う。
- ・避難所の開設・閉鎖場所、避難者数は、災害対策本部からの連絡により把握する。
- ・避難所では、避難者に対して、掲示板等を使って分別方法の周知を行う。
- ・避難者数を基に収集運搬車両の必要台数を把握し、3 日～4 日後にはごみの収集・処理体制を確保する。
- ・収集運搬車両に不足が見込まれる場合は、ごみと資源の種類に応じて優先順位を決めたうえで収集運搬を行う。
- ・災害による破損などにより江南丹羽環境美化センターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、他の市町村に応援を要請する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・避難所の閉鎖や縮小にあわせて、収集運搬ルートの見直しを行うとともに、仮設住宅からのごみの収集を含めた平常時の処理体制に順次移行する。

1.2 し尿の処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、計画的な収集体制を整備する。

(1) 発災前

- ・地域防災計画における仮設トイレ等の必要設置数は、表 2.1.3 のとおりとする。
- ・し尿の発生量の推計は表 2.1.4 により、仮設トイレ、し尿収集運搬車両の必要数を把握し、備蓄などの確保に努める。なお、通常時の稼動可能台数は、表 2.1.5 のとおりである。
- ・し尿収集運搬車両に不足が見込まれる場合は、依頼先について可能な限り具体的に整理する。

表 2.1.3 仮設トイレの設置目安と必要数

仮設トイレ 貯留槽容量 ※1	原単位 ※2	収集頻度 ※3	仮設トイレ の設置目安	仮設トイレ等 必要人数 ※4	必要数
400L	3.08 L/人・日	3 日/1 回	43 人/基	3,626 人	85 基

※1 仮設トイレ貯留槽容量…平均的な仮設トイレの貯留槽の容量

※2 原単位…1 人 1 日あたりのし尿の平均排出量（平成 29 年度）

※3 収集頻度…仮設トイレの収集に必要な回数

※4 仮設トイレ等必要人数…避難者数と断水による仮設トイレ必要人数

表 2.1.4 し尿の発生量の推計

区分		原単位	し尿発生量
仮設トイレ等必要人数	3,626 人	3.08 L/人・日	11.2 kl/日
し尿収集人口 ※	1,014 人		3.1 kl/日
計	4,640 人		14.3 kl/日

※ し尿収集人口…避難しないし尿くみ取り人口

表 2.1.5 稼働可能台数

区分		し尿収集運搬 許可業者	浄化槽清掃業 許可業者	合計
バキューム ロータリー車	稼働可能台数	1 台	26 台	27 台
	積載量 ※	2 kl	137.25 kl	139.25 kl

◎収集頻度は 1 日 2 回以上とする

※ 積載量…許可業者の全バキュームロータリー車が 1 回あたりに積載できるし尿の量

（2）発災後（災害応急対応）

- ・地震発生直後は、し尿のみの収集とする。
- ・し尿の処理は、基本として愛北クリーンセンターで行う。
- ・災害による破損などにより愛北クリーンセンターで処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、下水道施設での処理を行う。下水道施設での処理が困難な場合は、他の市町村に応援を要請する。
- ・仮設トイレの設置場所は、災害対策本部からの連絡により把握する。（設置は避難所担当班）
- ・避難者数によりし尿収集運搬車両の必要台数を把握し、災害時の連絡体制に基づき、発災翌日にはし尿の収集・処理体制を確保する。
- ・し尿収集運搬車両で対応出来ない場合は、浄化槽汚泥収集運搬車両による対応を要請する。
- ・仮設トイレの不足分は、災害対策本部を通じて簡易トイレ（凝集式）・周辺市町村や建設

事業者団体、レンタル事業者団体などの関係団体に要請する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・避難所の閉鎖や縮小にあわせて収集運搬ルートの見直しを行うとともに、仮設住宅からのし尿の収集を含めた平常時の処理体制に順次移行する。

2. 一般廃棄物処理施設への対策

災害に強い一般廃棄物処理施設（江南丹羽環境美化センター、愛北クリーンセンター）と
するため、計画的な防災対策（地震、停電、火災、浸水）を講ずるよう働きかける。

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

1. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理については、処理方針、発生量を考慮しつつ、図 2.2.1 のとおりとする。

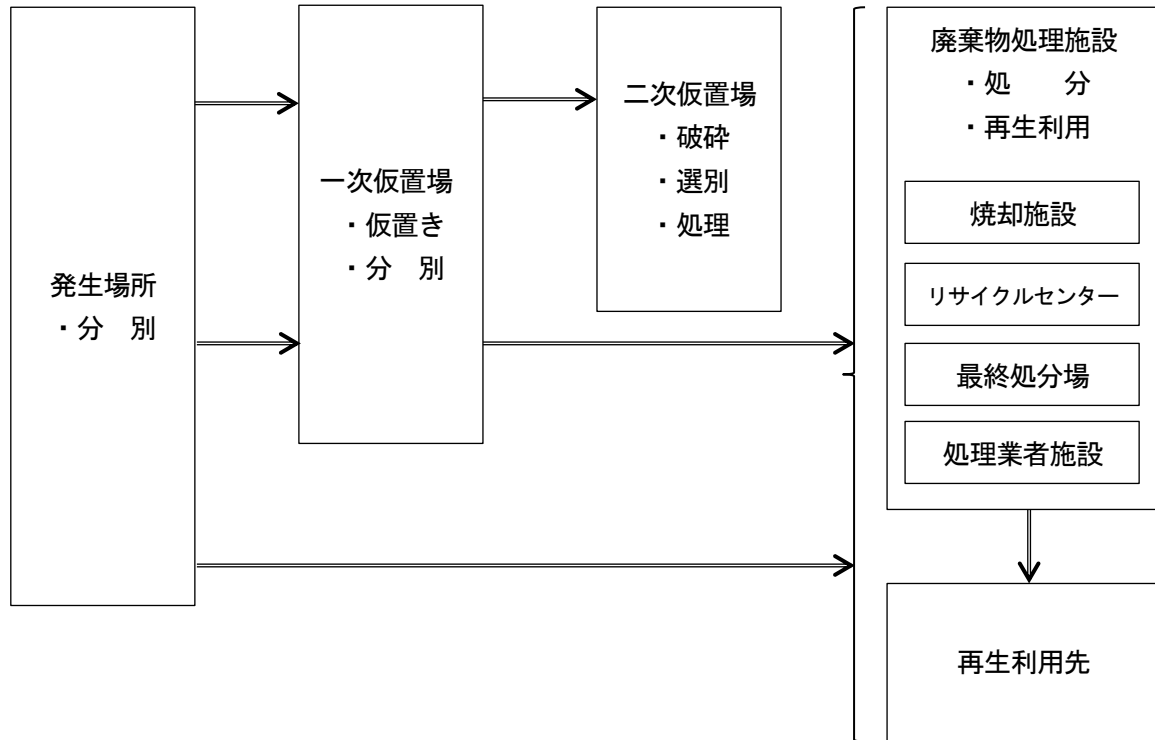


図 2.2.1 災害廃棄物処理フロー図（概要）

（1）発災前

- ・災害廃棄物の中には通常、町で処理を行わない適正処理困難物も含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者の協力も踏まえた処理方法を検討する。

（2）発災後（災害応急対応）

- ・災害廃棄物の発生量と処理可能量を把握し、本計画を踏まえ、速やかに実行計画を策定する。

（3）発災後（復旧・復興）

- ・発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し、処理の進捗にあわせて実行計画の見直しを行う。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じて見直しする。

2. 災害廃棄物の発生量の推計

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、愛知県の推計結果を使用する。（表 2.2.1）

なお、発災時は、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量を把握し、実行計画に反映する。

表 2.2.1 災害廃棄物の発生量の推計

区分・品目		発生量（重量）	発生量（容積）
災害廃棄物	可燃物	787 t	1,431 m ³
	不燃物	3,697 t	2,498 m ³
合計		4,484 t	3,929 m ³

出典：愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計（平成 27 年 7 月）

3. 収集運搬計画

（1）発災前

- ・災害廃棄物の発生量推計に基づく収集運搬車両の必要台数を把握する。（表 2.2.2）
- ・表 1.1.3 の対象とする災害廃棄物等を参考に、あらかじめ廃棄物の種類ごとの分別収集方針を作成する。
- ・平常時に、避難所候補地や一般廃棄物処理施設、仮置場候補地などの位置をもとに、収集運搬の重要ルートを選定し、災害対策室と協議のうえ、発災時に自衛隊、警察、消防などに提示できるように、図面（台帳等）を作成する。
- ・家具類や水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の積み込み・積下しのための重機や平積みダンプなどの使用が想定されるため、産業廃棄物協会会員などとの協力体制を確保する。
- ・収集運搬車両等に関して、緊急通行車両に係る届出時期（事前または発災後）や届出方法、燃料の確保方法について整理する。

表 2.2.2 災害廃棄物等の収集運搬車両の延べ必要台数の算出

災害廃棄物等の発生量 ※1		4 t (3 m ³) 車 ※2	10 t (6 m ³) 車 ※2
重量	4,484 t	2,990 台	1,495 台
容積	3,929 m ³	3,929 台	1,965 台

※1 災害廃棄物等の発生量は、表 2.2.1 に記載の発生量を使用

※2 災害廃棄物等の 1 台あたりの平均積載量または容積

4 t (3m³) 車…平均積載量 1.5 t または 1m³10 t (6m³) 車…平均積載量 3.0 t または 2m³

（2）発災後（災害応急対応）

- ・被害状況を踏まえて、発災前に作成した廃棄物の種類ごとの分別収集方針を見直す。
- ・災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。
- ・通常使用している車両が使用できないなど不足する場合は、委託業者、協定業者及び許可業者の協力を要請する。さらに、収集車両が不足する場合は、協定に基づき、県や他の市町村に支援を要請する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などにあわせて、収集体制の見直しを行うとともに、平常時の処理体制に順次移行する。

4. 仮置場の設置、運営管理、返却

仮置場は、主に一時的な仮置き・分別を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別・処理を行う二次仮置場に分けて設置を行う。(図 2.2.2)

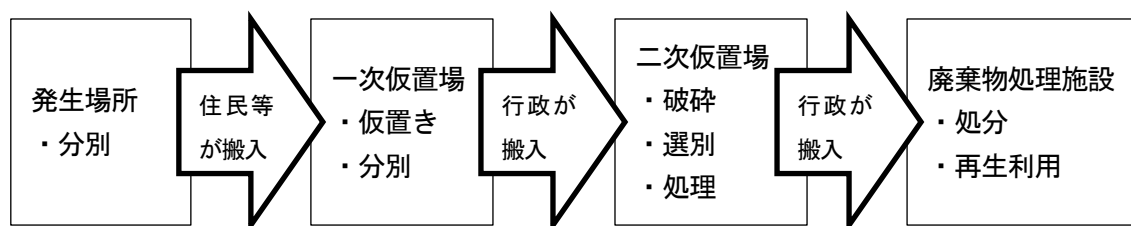


図 2.2.2 仮置場の考え方

(1) 発災前

- ・想定される災害規模に応じて、仮置場の面積を算定する。災害廃棄物の推計量に応じて、算出される必要な面積は表 2.2.3 のとおりとする。
- ・仮置場の候補地は、その他の防災拠点と整合を取り作成した表 2.2.4 のとおりとする。
- ・仮置場の管理・運営方法はあらかじめ定めておく。
- ・仮置場の設置にあたっては、図 2.2.3、図 2.2.4 を参考にして、仮置場ごとに配置を検討する。
- ・一次仮置場は、可能な限り被災者の生活場所に近い場所を選定する。
- ・災害廃棄物の発生量によっては、仮置場が不足するため、候補地の選定に努める。

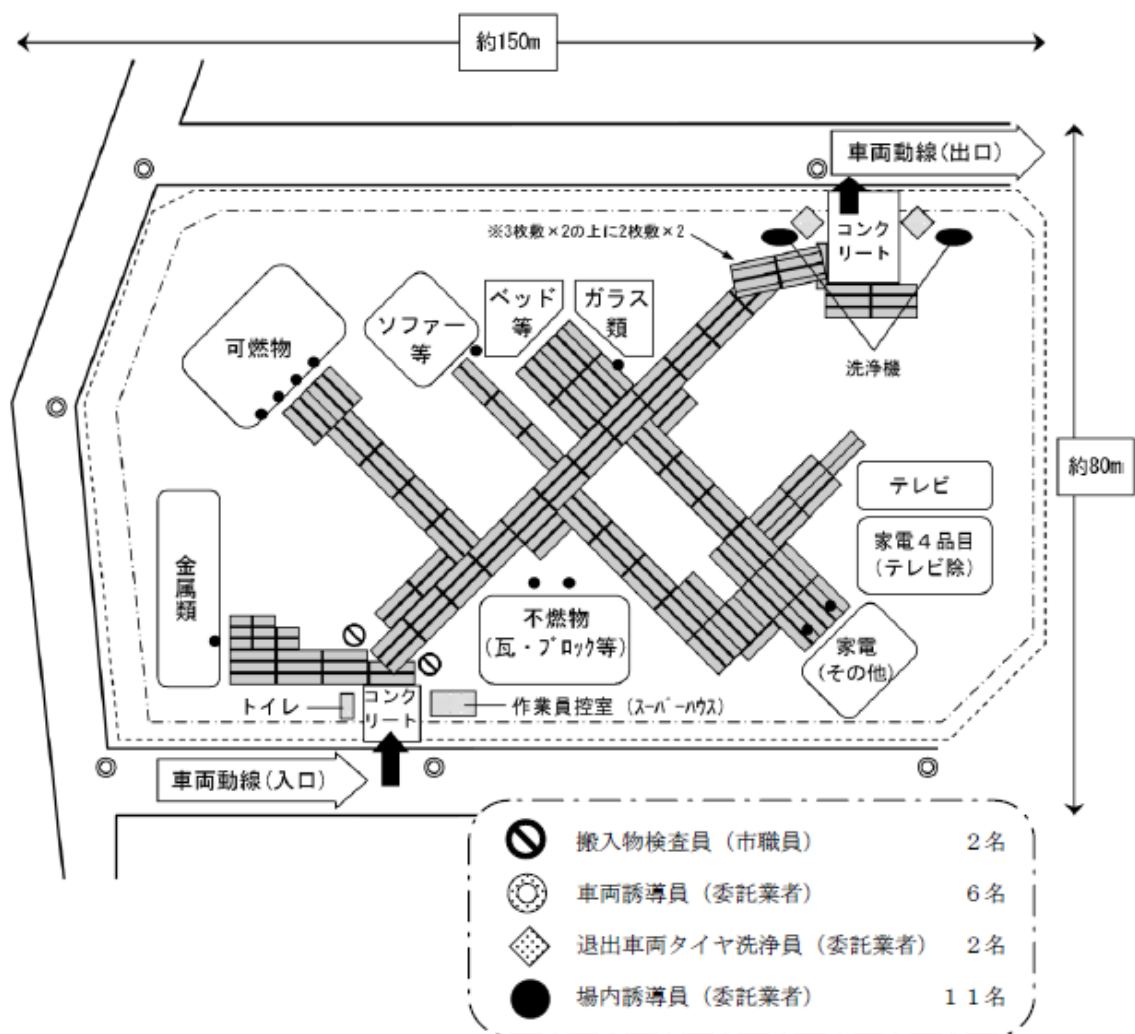
表 2.2.3 仮置場の必要面積

種別	発生量	仮置場の必要面積
可燃物	580 t	655 m ²
不燃物	842 t	
柱角材	69 t	
コンクリートがら	2,752 t	
金属くず	241 t	

表 2.2.4 仮置場の候補地

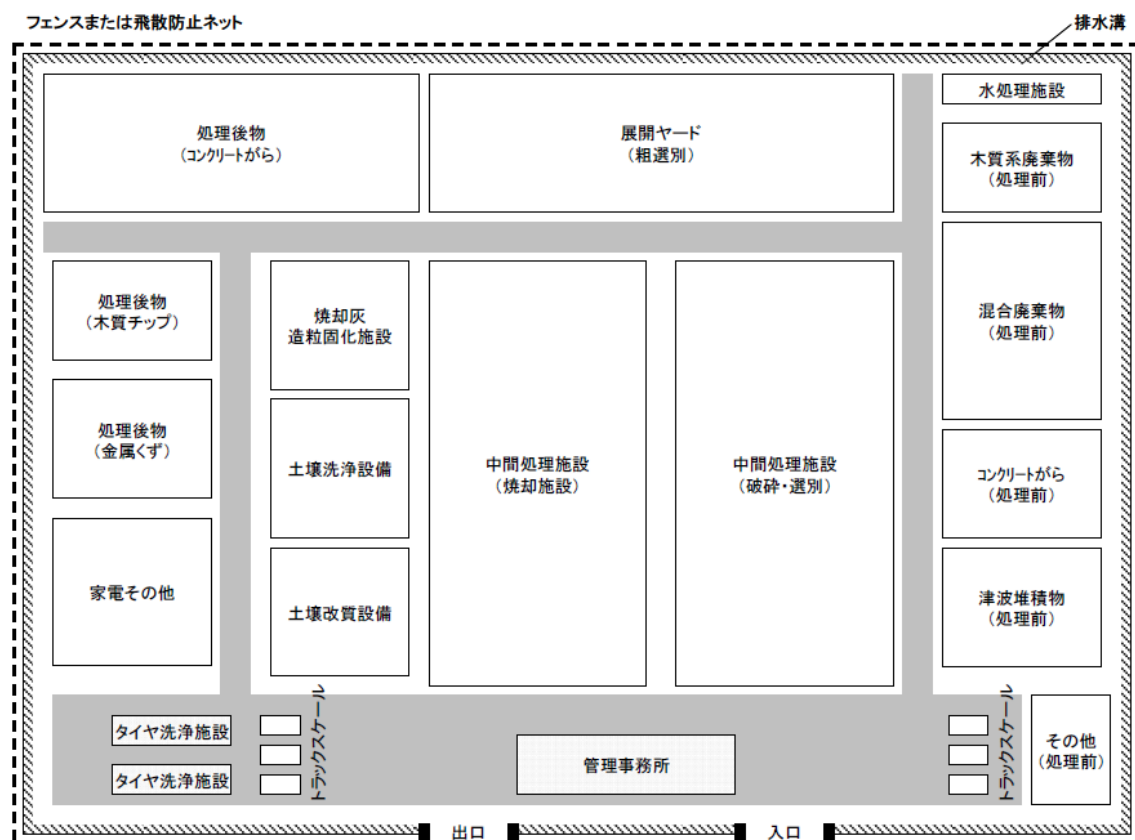
名称	所在地	面積
扶桑町北部グラウンド	扶桑町大字山那字番所下 8 3 番地の 4	約 22,187 m ²

◎その他仮置場の候補地は被災状況により、オープンスペースの中で適した用地を使用する。



出典：仙台市震災廃棄物対策実施要領（平成27年4月、仙台市）

図 2.2.3 一次仮置場平面図例



出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

図 2.2.4 二次仮置場平面図例

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・発災後速やかに一次仮置場を開設する。
- ・災害廃棄物量の推計から、仮置場の必要面積を推計し、仮置場の増設を図る。
- ・仮置場の選定は、復興に向けた各種計画（復旧・復興計画、都市計画など）を勘案し、関係部局と調整のうえ設置を進める。
- ・仮置場の所在地、搬入ルールを周知、広報する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・仮置場は、効率的な受入・分別・処理ができる配置・搬入動線に配慮する。
- ・悪臭及び害虫、火災防止などの対策を行い、周辺への環境上の影響を防ぐ。
- ・必要な人員、機材を配置（管理者、作業人員、重機、破碎機、消火器など）する。
- ・災害廃棄物の数量管理（台数のカウント、トラックスケールの設置など）を行う。
- ・処理の進捗に合わせ、仮置場の縮小、返却の見直しを行う。
- ・仮置場の返却の際は原状回復を行い、土壌分析等の安全確認を行う。

5. 中間処理・再資源化・最終処分

5.1 一般廃棄物処理施設の処理能力の状況

本町の一般廃棄物処理施設について、その処理能力、受入区分などの概要は表 2.2.5 のとおりである。

表 2.2.5 一般廃棄物処理施設の処理能力

施設名称	施設概要	所在地
江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	150 t/24 時間 (75 t/24 時間×2 炉) ※可燃性ごみ	大口町河北一丁目 131 番地
江南丹羽環境管理組合 環境美化センター 粗大ごみ焼却処理施設	30 t/5 時間 ※廃プラスチック	大口町河北一丁目 131 番地
江南丹羽環境管理組合 最終処分場	32,300 m ³ (埋立容積) 40 m ³ /日 (浸出水処理能力) 準好気性埋立 (サンドイッチ方式)	大口町河北一丁目 131 番地
愛北広域事務組合 愛北クリーンセンター	280kl/日 (し尿：115 kl/日、浄化槽汚泥： 165 kl/日)	岩倉市野寄町向山 760 番地

江南丹羽環境管理組合 江南市、大口町、扶桑町

愛北広域事務組合 犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町

5.2 発生量・処理可能量

(1) 発災前

- 本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計 (平成 27 年 7 月) の地震に伴って発生する廃棄物量を使用する。(表 2.2.6)

表 2.2.6 災害廃棄物等の発生量の推計 (愛知県東海地震・東南海地震)

	区分・品目	発生量 (重量)	発生量 (容積)
災害廃棄物 ※1	可燃物 ※3	787 t	1,431 m ³
	不燃物 ※4	3,697 t	2,498 m ³
一般廃棄物 ※2	可燃物 ※3	6,926 t	12,593 m ³
	不燃物 ※4	76 t	51 m ³

※1 愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計 (平成 27 年 7 月)

※2 地震後 1 年間の一般廃棄物発生量推計 (生活ごみの発生量)

※3 可燃物…可燃ごみ、プラスチック、紙、布、ペットボトルなど

※4 不燃物…不燃ごみ、空き缶・金属、ガラスびん、小型家電、有害ごみ、粗大ごみなど

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・災害廃棄物の発生量推計値と実際の廃棄物量を比較し、処理可能量にあわせて作業内容を見直し、実行計画に反映するものとする。
- ・発生した災害廃棄物及び一般廃棄物は、処理施設で対応するものとする。
- ・施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、必要に応じて仮設処理施設を設置する。
- ・町の処理施設や仮設処理施設でも対応できない場合は、応援協定に基づき、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県、民間事業者団体に支援を要請し広域処理を行う。
- ・家屋の損壊数などの被害状況の面積等から災害廃棄物等の発生量を推計し、他市町村への応援要請の検討や仮置場の確保を行う。
- ・廃棄物処理施設や周辺道路の被災状況を把握し、処理施設の稼働の可否を確認する。

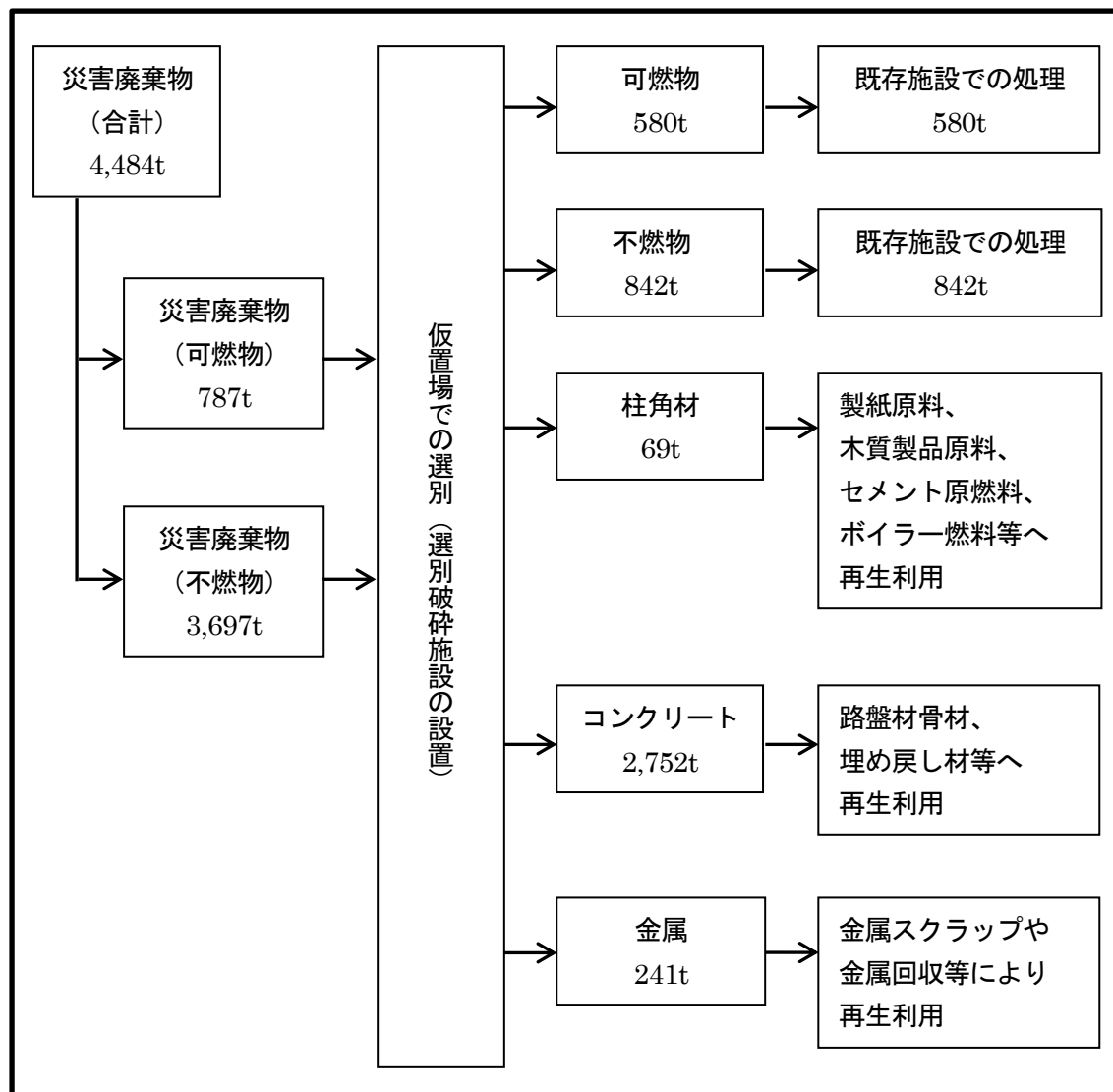
(3) 発災後（復旧・復興）

- ・処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や被災状況の調査結果をもとに、廃棄物の発生量及び要処理量の見直しを行う。

5.3 処理フロー

(1) 発災前

- ・一般廃棄物処理施設の処理能力（表 2.2.5）及び民間廃棄物処理施設の状況と町における災害廃棄物等の発生量（表 2.2.6）を踏まえて、災害廃棄物の処理フローは図 2.2.6 のとおりとする。



【愛知県の市町村別災害廃棄物等発生量推計（平成 27 年 7 月）を参考に作成】

図 2.2.6 処理フロー

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・処理スピードや量に配慮しつつ、可能な限り、リユース・リサイクルルートへ回す。
- ・処理方針、発生量を踏まえ、処理フローを見直す。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・災害廃棄物処理の進捗状況にあわせ、処理フローを見直す。

5.4 分別・処理・再生利用

(1) 発災前

- ・災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに、表 2.2.7 にある留意事項に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。
- ・災害時には様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。
- ・復旧時の公共事業などにおいて、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。
- ・再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所を確保する。

表 2.2.7 災害廃棄物の種類ごとの処理方法及び留意事項

種 類	処理方法及び留意事項
可燃ごみと不燃ごみの混合ごみ	有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに粉碎し、選別を行う。
木くず	トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、リサイクルを行う。
腐敗性廃棄物	畳は自然発火による火災の原因となりやすく、腐敗による悪臭が発生するため、速やかに処理する。
廃家電	家電リサイクル法の対象物については同法に基づき製造事業者などに引き渡してリサイクルを行う。その他の家電製品については、リサイクルすることを原則に処理を行う。
コンクリートがら等	再資源化ができるように必要に応じて破碎を行う。
廃自動車	通行障害となっている車両を仮置場等に移動させる。移動に当たっては損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。

【災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）を参考に作成】

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。
- ・廃棄物の腐敗等への対策を講ずる。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤などの散布を行う。
- ・緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時または仮置時での分別・保管を行う。
- ・腐敗性廃棄物が大量に発生した場合、腐敗が進みやすいものから優先して処理する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・復旧事業などにおいて、再生利用製品の活用が望まれることから、再生利用製品の品質・安全性に配慮した分別・処理を行う。
- ・再生利用の実施にあたっては、種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

5.5 最終処分

(1) 発災前

- ・あらかじめ検討した処理フローに基づく最終処分場は、表 2.2.8 のとおりとする。
- ・最終処分場が不足する場合は、広域的に処分を行う必要があるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者などの活用も含めて検討する。
- ・最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリートがら等の一時的保管場所としての利用を検討する。

表 2.2.8 最終処分場リスト

名称	受け入れ可能な廃棄物	所在地
江南丹羽環境管理組合 最終処分場	焼却灰等	大口市河北一丁目 131 番地
三重中央開発株式会社	埋立ごみ	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
アセック 公益財団法人愛知臨海 環境整備センター	焼却灰	武豊町字三号地 1 番地

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・再生利用や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、実際の処分予定量に応じた最終処分先を確保する。
- ・民間処分場等の被災状況を確認しつつ追加で検討を行う。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・再生利用や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、実際の処分予定量に応じた最終処分先を確保する。
- ・最終処分場の受入可能量に基づき、計画的な運搬を行う。
- ・最終処分場の確保が困難な場合、広域化ブロック、地域ブロック、他自治体、県、民間事業者団体へ支援を要請する。
- ・遮水設備を有しない最終処分場で災害廃棄物の埋立を行う場合は、搬入された廃棄物の展開検査を行うなど、安定型に準ずる廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する措置を講じる。
- ・住民が直接廃棄物を最終処分場に搬入する場合は、受入手順を周知・広報する。

5.6 広域処理

(1) 発災前

- ・広域処理のために、県及び近隣自治体と連絡体制や手順について、情報共有や訓練を実施する。
- ・発災後の迅速な対応のため、契約書などの様式類を常備する。
- ・広域処理体制について、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する県外の自治体などと災害廃棄物処理にかかる協定締結について検討を行う。
- ・自区域内の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きを検討する。
- ・広域処理について、受援体制と支援体制の両面から体制を検討する。

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・自区域内で計画的な廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討する。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・広域処理が必要と判断した場合には、県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。
- ・県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況などから受入れの可否、受入れ可能量などの検討を行い、速やかに報告する。
- ・支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じて受入施設の周辺住民に対し説明を行い、合意形成を図る。

5.7 適正処理が困難な廃棄物の対策

一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法を住民に広報する。また、相談窓口を設け、通常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導する。

産業廃棄物は、通常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

不法投棄等、町で適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

(1) 発災前

- ・町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。
- ・有害物質取扱事業者を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。
- ・災害時における適正処理が困難な廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表 2.2.9 のとおりとする。

表 2.2.9 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	取扱の留意事項
石膏ボード、スレート板などの建材	・石綿、ヒ素、カドミウムを含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿、ヒ素、カドミウムを使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマーク等を確認し、処理方法を判断する。
石綿	・被災した建物等は、解体または撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
P C B 廃棄物	・P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、町の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。 ・P C B を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にP C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・P C B 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサなどの機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。
感染性廃棄物	・使用済み注射針・針の付いた注射器などの感染性廃棄物は、専用の蓋付きの容器に他のものと分けて保管し、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
農薬類	・容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め、事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。
塗料ペンキ	・産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。一般廃棄物の場合は、中身を新聞等に取り出し、固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。

廃電池類	・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで管理する。 ・ リチウム電池は発火のおそれがあるので取扱に注意を要する。
廃蛍光灯	・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガスボンベ	・ ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・ 所有者がわかる場合は所有者に返還。不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセットボンベ・スプレー缶	・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・ 完全にガスを出し切ったものは金属くずとして再資源化する。
消火器	・ 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ・ 特定窓口、指定取引場所の照会 ⇒ (一社)日本消火器工業会

【災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）を参考に作成】

（２）発災後（災害応急対応）

- ・ 有害物質の飛散や危険物による爆発・火災などの事故を未然に防ぐために、有害物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者などに対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には、特に注意して対応する。
- ・ 混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施により、労働環境安全対策を徹底する。
- ・ 有害物質等の有無は、事前に整理してある地図などを参考とする。

（４）発災後（復旧・復興）

- ・ 引き続き、適正保管、適正処理を行う。

5.8 路上の廃棄物の除去

人命救助や輸送のために、通行上支障となる災害廃棄物や損壊家屋の撤去に伴うがれきなどの処理については、自衛隊、警察、消防、防災、道路管理、復旧・復興などの各関係担当部署と連携して進める。

(1) 発災前

- ・平常時に、仮置場候補地、収集運搬のルートを選定し、各関係担当部署及び災害対策室と協議のうえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関に収集運搬ルートの提示ができるように定めておく。また、災害時に通行が優先される廃棄物収集運搬車両の事前登録を進めておく。

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・発災後は、収集運搬車両や重機及び収集運搬ルートの被災状況、燃料の確保状況により、幹線道路等の通行上支障となる災害廃棄物の撤去・運搬方法を定める。
- ・幹線道路等の通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、各関係担当部署及び災害対策本部と連携し、自衛隊、警察、消防などの関係機関に収集運搬ルートを示して協力を得る。

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・応急的に道路上から排除した災害廃棄物は、順次、仮置場へ搬入する。

5.9 損壊家屋等の解体・撤去

(1) 発災前

- ・損壊家屋等の解体・撤去は、人命救助、ライフラインの確保対策などの一環で、緊急に対応する必要があるため、建設関係部署等と連携を図り通行上支障がある災害廃棄物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の処理方法を検討する。（図 2.2.7）

(2) 発災後（災害応急対応）

- ・人命を優先したうえで、通行上支障がある災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性のある建物を優先的に分別・処理に考慮して解体する。
- ・建物の解体・撤去については、所有者の申請に基づき現地調査の後、解体業者に発注して行う。
- ・解体に際しては、建設リサイクル法に従い分別の徹底を行う。

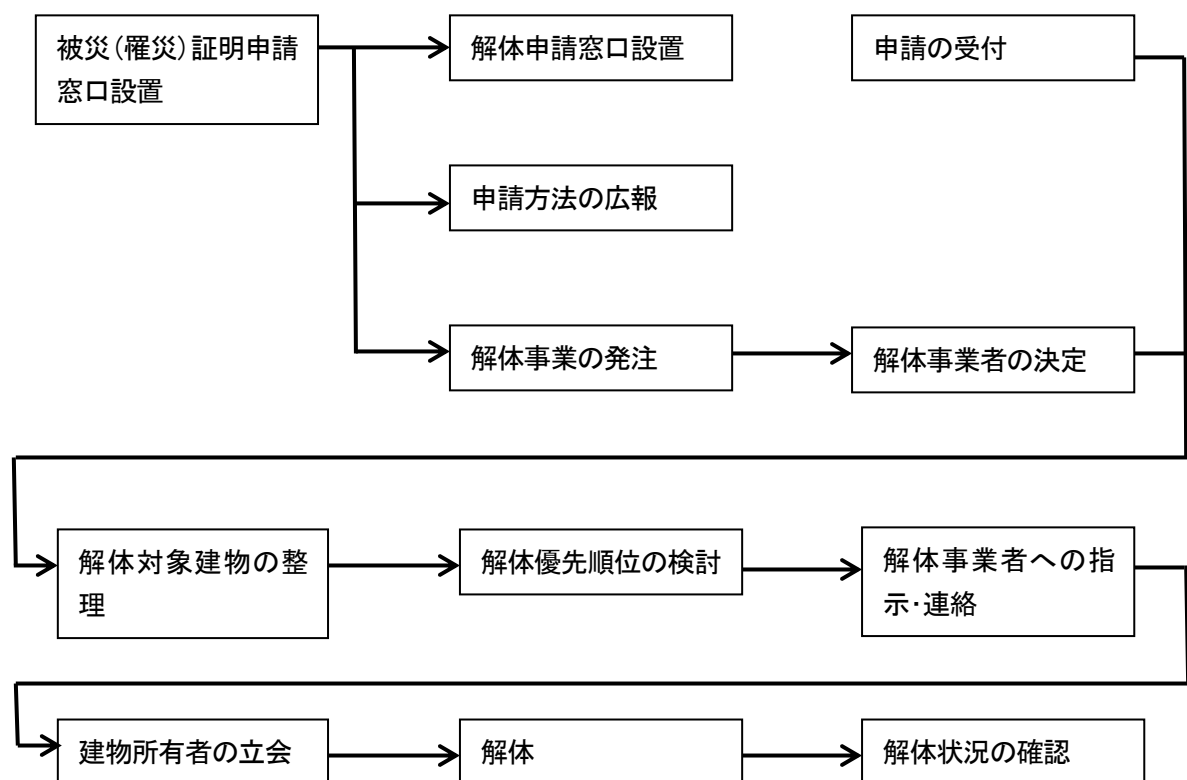


図 2.2.7 解体・撤去の手順

(3) 発災後（復旧・復興）

- ・石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、必要な手続きを行い、適正に処分する。

5.10 環境対策、モニタリング、火災防止対策

廃棄物処理現場における労働災害の防止、地域住民の生活環境への影響を未然に防止するため、環境モニタリングや設備の管理、火災の予防策を定める。

(1) 発災前

- ・仮設処理施設、仮置場の設置などに伴う環境影響を把握するため、あらかじめ環境モニタリングを行うための環境項目を定める。
- ・モニタリングの手法については、表 2.2.10 に示す調査・分析方法に基づき、被害状況に応じて必要なものについて実施する。
- ・火災発生時に備え、地域の消火栓等の初期消火機材を確保する。

表 2.2.10 環境モニタリングの方法と調査項目

環境項目	調査・分析方法
大気（飛散粉じん）	ろ過捕集による重量濃度測定方法（JIS Z 8814）に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版（平成 22 年 6 月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壌等	・ 第一種特定有害物質（土壌ガス調査） 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定の方法） ・ 第二種特定有害物質（土壌含有量調査） 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定の方法） ・ 第三種特定有害物質（土壌溶出量調査） 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定の方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（平成 7.9 環告第 63 号）に基づく方法
水質	・ 排水基準を定める省令（昭和 46.6 総理府令第 35 号） ・ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46.12 環告第 59 号） ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（昭和 9.3 環告第 10 号）

【災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）を参考に作成】

（２）発災後（災害応急対応）

ア 環境対策、モニタリング

- ・ 災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性のある損壊家屋等の解体、廃棄物処理施設、化学物質などの使用・保管場所において、事前に検討した環境モニタリング内容を基に被災状況を踏まえて、環境モニタリング項目を決定する。
- ・ 環境モニタリングを実施した場合は、その結果を公表する。
- ・ 有害物質等の漏洩事故があった場合、県と連携して、事故の状況を把握し、事故の原因者が実施する応急措置、再発防止策などの妥当性を判断し、必要な指導を行う。

イ 悪臭及び害虫発生防止

- ・ 腐敗性廃棄物は優先的に処理を実施するとともに、必要に応じて、消石灰などの散布による悪臭などの防止や、原因となり得る廃棄物の密閉容器やフレコンバックへの保管などを行う。
- ・ 仮置場内の廃タイヤなど水がたまりやすい形状の廃棄物は、害虫が発生しないよう、早期に処理を行う。
- ・ 悪臭や害虫が発生した場合は、江南保健所との連携や公益社団法人日本ペストコントロール協会等への相談を行い、消石灰や消臭剤、殺虫剤の散布などを行う。

ウ 仮置場における火災防止対策

- ・仮置場での火災対策は、廃棄物の性状に応じて、表 2.2.11 を参考として、保管の高さの制限、堆積物間の距離の確保や分別の徹底、散水の実施、堆積物の切り返しやガス抜き管の設置による放熱・ガス抜きを行う。また、必要に応じて巡回監視や温度計測を行う。
- ・万一火災が発生した場合に備えて、初期消火機材の設置、消火訓練、消防への通報訓練の実施により迅速な鎮火に努める。

表 2.2.11 仮置場の火災防止対策

項 目	内 容
保管の高さ等	・可燃性廃棄物（混合廃棄物を含む）の保管の高さは 5m以下 ・堆積物間の離隔距離は 2m以上
分別の徹底	・ガスボンベ、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイクなどの燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池などの火花を散らす廃棄物について分別の徹底 ・可燃性廃棄物に、食品系廃棄物や畳などの腐敗性廃棄物を混在させない
仮置場の配置	・家電・電子機器などの保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物などの保管場所を近接させない
放熱・ガス抜き	・数週間に一度は、堆積物の切り返しを行う ・ガス抜き管（有孔管）を当初または切り返し時に設置（下部に碎石マウントを設置している場合は不可）
モニタリング	・巡回監視を実施 ・表層から 1m程度の深さの温度を測定
消火対策	・消火栓、防火水槽、消火器の設置
その他	・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管の高さや分別の徹底を遵守

【災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）を参考に作成】

（３）発災後（復旧・復興）

- ・引き続き、必要に応じて、建物の解体、撤去現場や仮置場などでの環境モニタリングを実施する。

5.1.1 思い出の品

（１）発災前

- ・思い出の品の扱いルールは、表 2.2.12 のとおりとする。
- ・貴重品については、警察へ届け出る必要があるので、あらかじめ必要な書類様式を作成する。

表 2.2.12 思い出の品の扱いルール

項目	内容
主な対象物	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）など
持ち主の確認方法	公共施設で保管、台帳の作成、閲覧、申告などにより確認をする。
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。または、住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティアの協力などを検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は、郵送引き渡しも可とする。

【災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）を参考に作成】

（２）発災後（災害応急対応）

- ・保管場所を確保し、思い出の品の扱いルールに従い、回収・保管・運営・返却を行う。
- ・貴重品の扱いについては、警察と連携を図る。必要な書類様式は、平常時に作成したものを利用する。

（３）発災後（復旧・復興）

- ・災害応急と同様、思い出の品の扱いルールに従い、災害応急対応時からの作業を継続的に実施する。
- ・時間の経過とともに、写真等の傷みやカビなどの発生が考えられるため、適切な保管に努める。

第3編 本計画の推進・見直し

1. 本計画の推進

本計画は、国や県から災害廃棄物処理対策にかかる技術的な支援を得るとともに、市町村間の連携を図り推進する。

2. 教育・訓練

本計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに災害時に本計画が有効に活用されるよう教育・訓練を継続的に行っていく。また、県等が開催する災害廃棄物処理対策等の教育や訓練、研修会に積極的に参加するとともに、防災訓練にも参加する。このような教育や訓練、研修会に継続的に参加することで人材の育成を図る。

3. 本計画の見直し

町の防災対策や廃棄物対策の進捗、国や県の災害廃棄物対策の見直し、国内の大規模な災害における対策事例などにより、本計画に見直しの必要が生じた場合は速やかに見直しを行う。